

茨木市こども食堂報償金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、こどもに家庭的な雰囲気のある食事並びに学習又は交流の場を提供するこども食堂（以下「こども食堂」という。）を運営する事業に対し、市が報償金を交付することによりこどもの食事及びこどもが安心して過ごせる居場所の提供を促進し、もってこどもが抱える悩み、家庭環境等の問題を早期に発見することを目的とする。

(支給対象者)

第2 報償金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体又は個人とする。

- (1) 第5の申請時において納付すべき納期限の到来した市税を完納していること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者でないこと。
- (3) 茨木市こども食堂ネットワーク会員（以下この号及び第4において「会員」という。）として、入会条件を満たしていると認められていること（第5第1項第2号に掲げる申請の場合にあっては、申請をしようとする報償金に係る寄附の期間の全てにおいて会員であること）。

(支給対象事業)

第3 報償金の支給の対象となる事業は、支給対象者が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) こども食堂の運営に係る次のアからキのいずれにも該当する事業
 - ア 市内でこども食堂を原則として毎月1回以上開催する事業であること。
 - イ こども食堂を利用する者から徴収する金額が無料又は実費に相当する範囲内である事業であること。
 - ウ 営利、政治又は宗教的活動を目的としない事業であること。
 - エ 国又は地方公共団体からの補助金等の交付を受けていない事業であること。
(第4第1号及び第2号の事業に限る)
 - オ こども食堂を利用する者の様子を見守り、必要に応じて専門の支援機関につなぐ事業であること。
 - カ 食品衛生責任者養成講習会を修了した者、又はそれと同等以上の資格を有する者を置くことを基本とし、常に食品衛生に配慮した運営に努め、必要に応じて保健所に相談する事業であること。

キ 公序良俗に反する活動をしていない事業であること。

(2) 報償金の支給の対象となる前号に係る事業を行う者が、こども食堂を開催する施設ごとに、公益社団法人大阪食品衛生協会が行う食品関係者等の衛生知識の向上と自主衛生管理の徹底を図ることを目的とした食品衛生責任者養成講習会を受講した者を1人配置することを目的として、当該講習会を受講させる事業（第4において「食品衛生責任者養成講習会受講事業」という。）のうち、市長が認めるもの。

(報償金の額)

第4 報償金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 運営事業

2,000円にこども食堂の開催回数（会員として開催したものに限り、同一のこども食堂を運営する団体又は個人がこども食堂を開催する施設ごとに、1年度当たり96回を上限とする。）を乗じて得た額

(2) 食品衛生責任者養成講習会受講事業 講習会の受講料に相当する額に講習会受講回数（会員として受講したものに限り、同一のこども食堂を運営する団体又は個人がこども食堂を開催する施設ごとに、1年度当たり1回を上限とする。）を乗じて得た額

(3) 寄附金支払事業

本市に対して申出のあった寄附の合計額を、支給を受けようとする団体及び個人の数で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
(報償金の支給申請)

第5 報償金の支給を受けようとするものは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、茨木市こども食堂報償金支給申請書兼請求書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 事業実施年度の末日

(2) 第3第1号の事業に係る報償金のうち、第4第3号に掲げる額に係る報償金の申請の場合 ア及びイに掲げる報償金の区分に応じ、ア及びイに定める日

ア 4月から9月までの寄附に基づく報償金 10月末日（その日が閉庁日に当たるときは、翌開庁日）

イ 10月から2月までの寄附に基づく報償金 事業実施年度の末日（その日が閉庁日に当たるときは、翌開庁日）

2 前項の申請をする場合にあっては、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

(1) 第3第1号の事業に係る申請 事業報告書（活動記録を含む。）及び誓約書

(2) 第3第2号の事業に係る申請 受講に係る領収書、修了証書及び従事報告書
(報償金の支給決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認められたものについて予算の範囲内において報償金を決定し、申請者に対し茨木市こども食堂報償金支給決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 市長は、前項の規定により報償金の支給を決定したときは、申請者に報償金を支給するものとする。

(報償金の取消し等)

第7 市長は、報償金の交付を受けるもの又は受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、報償金を支給せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、報償金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月23日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月18日から実施し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月17日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市こども食堂報償金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。